

# 令和7年度長野原町立こども園入園募集のご案内

【 募集期間 令和6年11月1日（金）～11月29日（金）まで 】

## ◆ 申込方法

◇1号認定を希望する場合（3歳児～5歳児で、初めて入園を希望する方が対象です。）

《提出書類》 ①入園願 ②支給認定申請書

◇2・3号認定を希望する場合（継続して利用予定の方も申請が必要です。）

《提出書類》 ①こども園（保育所籍）入園申込書 ②就労等証明書 ③支給認定申請書

**年度途中（令和7年4月1日～令和8年3月31日までの期間）に入園を希望される人もお申込下さい。**

## ◆ 提出先・配付場所・お問い合わせ先

長野原町立こども園（中央こども園 TEL 82-2213 応桑こども園 TEL 85-2029）

長野原町教育委員会 教育課 子ども子育て支援係 TEL 82-2029

※書類は教育委員会でも配付しますが、提出は各こども園へお願いします。

## ◆ 認定区分

こども園の入園を希望する場合は、保育を必要とする下記認定が条件となります。

（申込と同時に申請していただきます）

| 認定区分 | 対象となる子ども   | 所 属        |
|------|--|------------|
| 1号認定 | 満3歳以上で幼稚園教育を希望<br>平成31年4月2日～令和4年4月1日生まれの幼児   | こども園（幼稚園籍） |
| 2号認定 | 満3歳以上で保護者の労働や疾病等の事由により保育を希望<br><u>※事由については下記保育認定の基準をご確認ください。</u><br>平成31年4月2日～令和4年4月1日生まれの幼児   | こども園（保育所籍） |
| 3号認定 | 満3歳未満で保護者の労働や疾病等の事由により保育を希望<br><u>※事由については下記保育認定の基準をご確認ください。</u><br>満10ヶ月より入園が可能です。が、発育状況により入園ができない場合や短時間保育をお願いする場合がありますので、事前に入園を希望するこども園へのご相談をお願いします。 | こども園（保育所籍） |

## ◆ 保育認定基準

※保育認定基準（家庭で保育に欠けること）を就労証明書などで必ず添付していただきます。

以下の要件に該当する方が保育の認定を受けられます。

1. 長野原町に住民登録があること 2. 両親ともに次のいずれかに該当する方

|                                     |                    |
|-------------------------------------|--------------------|
| ①保護者が就労している場合（1ヵ月あたり56時間以上の就労）      | ⑥保護者が疾病・障害の場合      |
| ②出産前後の場合（産前8週～産後8週の間）               | ⑦家庭が災害にあった場合       |
| ③同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護が必要な場合       | ⑧虐待・DV等の恐れがある場合    |
| ④就学している場合（職業訓練校などでの職業訓練を含む）         | ⑨求職活動中である場合（原則3ヶ月） |
| ⑤育児休業取得時に、すでに入園している子どもがいて継続入園が必要な場合 |                    |

## ◆ 入園の決定

希望者多数のときは選考となります。確定は令和7年1月下旬、結果は3月に文書にて通知します。

## ◆ 保育料

◇1号認定・2号認定（3歳児～5歳児）は国の制度改正により無償となりました。

◇3号認定（3歳未満児）は以下ようになります。（月額）

世帯の前年の収入及び町民税の課税状況により算定し、納付は基本的に口座振替となります。

| 階層区分 | 定 義                               |                       | 3歳未満児（3号認定） |        |
|------|-----------------------------------|-----------------------|-------------|--------|
|      |                                   |                       | 保育標準時間      | 保育短時間  |
| 第1階層 | 生活保護法による被保護世帯                     |                       | 0           | 0      |
| 第2階層 | 町民税非課税世帯                          |                       | 0           | 0      |
| 第3階層 | 町民税課税世帯であつて、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯 | 48,600円未満             | 8,700       | 8,600  |
| 第4階層 |                                   | 48,600円以上～97,000円未満   | 13,500      | 13,200 |
| 第5階層 |                                   | 97,000円以上～169,000円未満  | 20,000      | 19,700 |
| 第6階層 |                                   | 169,000円以上～301,000円未満 | 27,400      | 27,000 |
| 第7階層 |                                   | 301,000円以上～397,000円未満 | 36,000      | 35,400 |
| 第8階層 |                                   | 397,000円以上            | 46,800      | 46,000 |

- ・同一世帯で2人以上の児童が、同時に入園する場合は所得に応じて減額されます。
- ・第3子以降3歳未満児入園については、群馬県が実施する事業に基づき無料となります。

## ◆ 預かり保育：1号認定の園児を教育標準時間以降も預けることができる制度です。

実施日：月曜～金曜 教育標準時間後～17：00

土、日曜日、祝日・年末年始及び、園長が定めた日は原則として実施しておりません。

利用料：教育標準時間後～15：00 1回200円 15：00～17：00 1回200円

※以上のほか、長期休業期間中の預かり保育もあります。詳しくはこども園にお問い合わせください。

### ◇ 預かり保育の無償化（1号認定で月56時間以上就労される家庭が対象）

国の制度改正により、申請書を提出して頂いた方は無償となります。継続利用の方も申請が必要です。

提出書類：①就労証明書 ②子育てのための施設等利用給付認定書

## ◆ 保育所籍入園と預かり保育無償化の比較

通常の期間であれば、どちらも大きな差はありません。ただし、長期休業期間中は預かり保育が利用できない場合がありますので、その点は注意が必要です。

## ◆ 保育時間と送迎

| 区 分   | 1号認定                                   | 2・3号認定   |
|-------|--|--|
| 保育時間  | 教育標準時間 9：00～13：00<br>預かり保育 13：00～17：00 | 保育時間 8：30～16：30<br>(7：30～18：30)<br>※就労や年齢の条件により短時間の受け入れになる場合があります。また、土曜日については、就労状況に応じて受け入れを行っています。 |
| 園児の送迎 | 各家庭、通園バス・路線バス 等                        | 各家庭  |